

第二十四回国会

商工委員会議録 第五十二号

(七六〇)

昭和三十一年五月十八日(金曜日)
午前十時四十六分開議出席委員
委員長 神田 錦君
理事小笠 公語君
理事久雄君
理事長谷川四郎君
理事永井勝次郎君
理事水谷長三郎君
理事中崎 敏君
阿左美廣治君
田中 龍夫君
野田 武夫君
南 好雄君
加藤 清二君
松尾トシ子君
総理府事務官(公
正取引委員会事務
局長) 濱野 清吾君
通商産業政務次官
通商産業事務官 川野 芳滿君
(大臣官房長) 岩武 照彦君
(通商産業事務官
重工業事務官) 鈴木 義雄君
通商産業事務官 小室 恒夫君
官纖維局長 柴田 實君
(労働事務官
財政課長) 中西 實君
委員外の出席者
(自治府財政部
労働事務官(大
臣官房労働統
計調査部長) 辻 堀 秀夫君
基準局監督課長 労働事務官(労働
業安定局失業 对策部長) 沢谷 直哉君
専門員 越田 清七君

出席委員

理事小笠

理事久雄君

一雄君

彦吉君

それが今の中の時期に集中的に行われるような行政指導ができるだけいたして参りたい。これについては紡績会社の方も協力する気持を十分に持つておるのありますし、何回も前に政府委員から答弁しておりますように、紡織機の更新の打合会といらものは紡績会社の代表者とがひざをつき合せて自分たちの方針、計画を示し、これをまたいかに促進していくかということを相談し合う場でありますから、ほんとうに具体的な問題はその場を利用し、また打合会でさらには小委員会とか専門部会とかいろいろのを設けてやつて参りたいと考えておりますが、同時に機械工業側からは公式の場でもつてもう少しそういうことを打ち合せたらどうかというお話をあります。この法律には審議会が設けられておりまして、その審議会において需給等の計算をして新增設の制限なり過剰設備の処理などについて基準を明らかにしていきたいということになつておりますので、その審議会においても今のお更新の促進ということを具体的に相談していくならば、公式の場における話し合いもできるというような考え方であるわけであります。

があるのであるということを知りつつ、それを取り締まる方法がないといったしまして、それに対して何らか適切な方法を講じて、そういうような施設の増設等はむしろ適正に規制指導を行うといふことが必要ではないかと思うのであります。ですが、それは野放しにしておいでになるのですか、どうですか。

○小室政府委員　お尋ねの点まことにごもっともでありますて、私どもいたしましてても特に過剰の度の激しい綿紡とか、あるいは毛紡等につきましてもそうでありますて、こういうものが非常な新增設をこの機会に見越してやることは好ましくないので、幸いといつては、原綿、原毛の割当をいたさないとか、私どもは今原綿なり原毛なりの輸入に際しては外貨割当をいたしておられますので、この新增設の設備に対しりまして、この際に今の新增設をやらないようとにいう警告もいたしております。また金融面においても、そういうものに対しても金を貸さないよう、銀行等に対する協力も求めておりますが、しかしながら法律的に申すとその新增設を抑える手段がない。これがないので、今度法律でもって抑えるようになつたしたい、こういうような次第でございますから、なかなか手が回りかねるのですが、しかしながら他で需要も非常にふえておりまして、スフ綿の増産も——これも行き過ぎにござりますのはスフ紡でございまして、スフ紡は、最近輸出の好調その他で需要も非常にふえておりまして、

○山口(太)委員 そういうふうにして、この法律がかたって剥削になつて、一方においては大企業の増設が促進されつゝある。しかもそれは綿糸だけではなく、いわゆる化織においてもその施設の増設が急激に行われる、こういうようなことになれば、一時的には機械産業も潤うわけでありますし、またその機械の更新等についても、これはその前途には非常に望ましい傾向を持つておるわけであります。しかしその施設をしても、今申されるように今度は嚴重に資材を規制して渡さない、こういうようなことになりますと、またそこに、増設した工場の維持のためのいろいろの問題が派生してくる、こうしたことになって、実は問題が非常に複雑になり、その解決是非常に困難になつてくると思うのであります。もちろんこの増設されるものは近代的な施設が行われると思うのでありますが、もしさういうような施設が過剰であるとすれば、これは旧施設から新しい施設への、いわゆる転用施設としてこれを活用せしめるような方向に指導することが適切ではないか、こういうふうに私は考えますけれども、政府のお考えになつておる点はどうでしようか。

○山口（丈）委員　国内の処理について
私のお尋ねをいたそとをする点は大体
尽きたわけございますが、御承知だと存じますが、私は昨日の質問にも申し上げましたように、南米、特にブラジル方面におきましても、日本との合弁会社として、大規模に紡績工場を建設するというような計画がなされておるようあります。またインドあるいはビルマ等の南方地域におきまして、そういう意欲是非常に盛んのようあります。この際私は、日本のすぐれた工場施設をこれらに輸出をして、積極的にプラント輸出を奨励していく、こういうことでないと、日本の加工品を輸出する、いわゆる製品を輸出する貿易だけにたよっているといふことは、現在の日本の主たる貿易圏内におきましては、日本の貿易は伸張しない。従つて日本経済を維持するためには、特にこのすぐれた紡績機械の対外輸出、いわゆる紡績工場の対外輸出ということに、いかに着手するか、いかに着手すればいいかと思うのでありますけれども、私が今申し上げたような措置を講ずることによって、機械メーカーの発展を規制を考えるだけではなく、進んで、これに対してもどういった施策をとります。

○鈴木(義)政府委員 紡機の輸出問題のお話と思ひますが、それにつきましては、われわれとしまして、先般来申し上げております通り、市場開拓等もできるだけいたします。またアフター・サービス等にも努力いたしまして、輸出入銀行での金融的な措置もござります。またそのほか、紡績会社あるいはそりいった関係の企業進出といった関係もあります。さような場合いわゆる輸出保険というようなものがございまして、それらを総合いたしまして、プラント輸出の促進に大いに努力をいたしております次第でございます。

○山口(丈)委員 努力はせられておるというようでありますけれども、私のお尋ねいたしますのは、たゞばく然と努力をしておるというだけでは、これは私の質問に対する答えにならないわけです。いずれにいたしましても、私は政府が努力をするという限りにおきましては、やはり具体的にその計画を持つて進めなければならぬと思います。従つて私は、その計画があるかどうか、またどういう計画によってそちらう施策を進められておるかをお尋ねしたい、あるいはそれをお示し願いたい、こう音つておるのであります。なければない、あるならあると、一つはつきりしていただきたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 紡機のプラント輸出につきましては、これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

出会議にはエキスボーダー、メーカー、
これらが集まりまして、大体各市場別
に検討いたしまして、たとえどものよ
うに今三十一年度は輸出するかといふ
ふらなことで目標を立てるわけであ
ります。大体市場別にも、インドにはど
のくらい、あるいは中南米にはどのく
らい、というふうに予定を立てておりま
す。また先ほど來の経済協力には、ビ
ルマの関係とかいろいろ問題もござい
まして、現在進行しておる点もあるわ
けであります。その点実際問題として
具体的に検討をいたしまして目標を立
てて進みたい。これに対しまして先ほ
ど来申し上げましたいろいろの助成措
置を講じていただきたい、こういう考え方
であります。

界が不安定でありますから、労使間に問題につきましても、どうしても十分に所期の目的通りの解決ができないで、無用のトラブルを生ずる結果になります。こういうふうに私は考えるわけであります。特に通産省はわが国産業の中核行政を扱われるのですから、従つてこれは日本経済を左右するべきわめて重要な施策を行われておるのありますから、それだけにわが国の経済に適応していく計畫的指導性といふものが、この国会を通じて国民の前に明らかにせられなければならぬかように考へるわけであります。ただその一つの部門であるこの法案の審議に当つて、ただ繊維産業と機械産業との計画性についてのみをお尋ねいたしましても、今のような抽象的なお答えをもつてしては、これはさっぱり業界の目標が立てられないと思はるのですが、次官どうでしようか、実際にいま少し業界に目標を与え得るような指針を、この際明らかにせられることが私は妥当ではないかと思うのでありますけれども、全然そういうお持ち合せはないのでしょうか、お伺いをいたします。

うもつた、こんなときにおきましては、ある程度の損害の補償を与える、こういうことを実はねらつたわけであります。さらには、外國の面から見ますると、市場の拡大でございます。これにはどうい面従いまして今外國にも市場調査の人を派遣いたしまして、そしてそういう面からどういう方面にはどういう機械の輸出が可能であるか、こんな事柄を現在調査させておるような次第であります。なお日本の機械は優秀である、こういうこともまた機械を買ってくれたところに示す必要がありますので、従いまして先ほど来局長が申されましたようにアフター・サービスといふことに重点をおきまして、日本の機械が優秀であるということを海外に実際に知ら必要がある、こんなことからそういう人を派遣するアフター・サービスの費用、あるいは市場調査の費用といたしまして、口ばかりでありません二千万円の現実の予算を組みまして、そうしてその面からそういう方法をとりたいということで実は予算も計上いたしたような次第であります。

機械産業を維持するのだ、日本の機械産業の若干の犠牲はやむを得ない、こということで、実はあまりこの機械産業の犠牲につきましては、確たる計画性のある経済策はお持ち合せではないのではないか。従つて、そういういわば無準備のままにこらいう法律案を出して、その日しのぎの糊塗策とられて、ということはきわめて遺憾に思はねであります。もう少し末端に至るまでの計画性を先に発表をして、そしてこの計画性に合致した法律案を提出される、こらいうふうに望みたいのであります。

して、そのような措置はとられたけれども、今日実際に日本の貿易品、特に織維製品が各所においてそういうような輸入制限の傾向を帶びつつあることは、憂うべきことであると思うのであります。これについて、労働省は少くとも、もしそのよくなことが誤解に基くものであるとすれば、その誤解を解く努力を当然行なうべきであると思うのであります。また通産省としては、それは誤解ではなく、事実であるとしたしまするならば、その産業に対しても、やはり人の間隙を縫つて不當に利益を得るというよくな手短かな考え方を排して、恒久的に国際的に信用を得るような行政指導を当然行なつて、わが国産業の発展を期するような措置を講ずる必要があるのでないか。この際私は労働省及び通産省に対しまして、これらの点についてどういう処置をとられつあるかについて、お伺いをいたしたいと思います。

○堀説明員 お答えいたします。ただいまお話をありましたごとく、日本の労働者の賃金水準と各労働者の賃金水準を比較いたしますときに、単純に為替換算だけによりまして比較いたしますときに、アメリカ、イギリスその他に比べて、日本の労働者の賃金水準が相当低いということは事実でございます。ただ実際的に比較いたします場合には、やはり単純な為替換算だけなしに、その貨幣の購買力、特に労働者の場合においては食糧の購買力といふ点を加味して比較しなければならないと思うのであります。その食糧、物価等によりまして、名目賃金水準を割りました、いわゆる食糧賃金

の比較によつて見ますれば、その幅はだいぶ少くなるわけござります。そういう点の誤解が一つあると思うのであります。

関係が非常に低賃金であつて、ソーシャル・ダンピングを行なつておる、その国々の一般的な生活水準、それから賃金水準、それとその産業の賃金水準とを比べてみて、一般的な賃金水準に比べて著しく低位にあるというような場合に、その非難が成り立つと思ふであります。たとえば紡績等について見ますれば、一般の製造業の賃金水準に比べて必ずしも低位にあるとは考ふられないわけでございまして、たとえば労働省の統計によりましても、昨年平均で見まして、紡織業の女工さんの賃金は、一般製造業の女工さんの賃金よりも多少程度上回つておる、こういうことになつております。要するに国民所得の問題、それから一般的な産業の賃金との関連においてこの問題は議論しなければならないと思うのであります。そのような意味におきまして、いろいろな誤解も生じておるようであります。ただいま先生御指摘のように、この問題について誤解を解くことは、わが国の輸出振興上きわめて重要な問題だと思いますので、今後とも御趣旨によつて、各國の誤解を解くように、さらに努力を続けたいと考える次第でございます。

○小學政府委員
○、米國等。

○小室政府委員 ただいま御指摘の通り、米国等において日本品の輸入制限法を推進しております勢力の中で、日本の織維労働者の低賃金という問題をとて、織り込んでおる法律案もあるのであります。輸入制限法の中にも、そういう見地から賃金水準の問題を特に条項として規定しておる法律案もあります。日本の織維労働者の賃金水準について、労働省のお答えの通り私どもも考へるのであります。他方に、おいて我が国の織維品の輸出価格といふものは、我が国の輸出部面におけるものと、国内の需給の関係等からいたしまして、各国の織維品の価格水準に比べて異常に低い場合が相当ござります。例のワンドラーラー・ブルックスの場合も、向うのプラスチックの二ドルに相当するものがわが国のは一ドルで売られておるというより、非常な差がある例もあります。いずれにしても、わが国の織維品の輸出の場合の価格がどうも低過ぎる。もう少し秩序立てた輸出を行えば、また国内における需給の根本的な調整ができるならば、もう少し輸出手段を上げていくことができるし、また異常に下ることを防止することができるというふうに私どもは考えておりまして、輸出の分野においては輸出入取引法の運用あるいはチャーターやブライスを設けるとかあるいは最低価格の協定もいたすといふこともいたしておりますが、やはり問題は国内における輸出品の生産の、あるいは需給が非常に不均衡になりました場合には、新規の操縦勧告あるいは競機における操縦といふようなことがあります。そういう見地から国内においで、需給が非常に不均衡になりました場合には、新規の操縦勧告あるいは競機における操縦といふようなことがあります。

る時期に実施して参りましたが、その根本を直す意味で私どもは設備の新增設の秩序ある実施をはかりたい、過剰なものがさらに過剰になることにならぬよういたしたい、こういう趣旨で、この法律の根本のねらいも今の織維品の輸出價格の維持安定というところにあるわけであります。

○山口（丈）委員 今兩省の方から御答弁がありましたが、さらに労働省にお尋ねいたします。今の御答弁によりますと、紡績産業の労働者の賃金は、一般製造産業の賃金水準に比べてたしか二三%高いといふよろなお答えを聞いたと思います。しかしそれは月収総額において多いので、こういうことが必ずしも賃金が高いということを意味しないと思います。古いことではありますけれども、日本移民がアメリカでボイコットされたのは、これはたしか八時間労働制をアメリカの労働者がとつて、この基準を守ろうとしたときに、日本の労働者は産業に忠実である、使用者に忠実であるということで、その八時間労働制を破つて、基準外によって高賃金を得ようとしたところに移民排斥の大きな理由があつたと伝えられるのであります。また紡績品のソーシャル・ダンピングというそりを受けましたのも同じであります。日本は大体世界労働基準を守つておらぬ。言いかえますと、時間外によつて労働者の収入をふやしておるのだ、そして一人当たりの生産を上げて、これによつて製品の価格を下げるおのだ。まさに私は今日もその通りだと思うのです。はなはだしきに至りますては、日本もなお一昨年来のある工場の争議のごとく人権闘争と言われるような深刻

が争議が発生するというようなこともあります。ね
行われておるのが実情であります。ね
そらく紡績に限らず、日本の各事業場
がこの国際労働条約によつて定められ
た、あるいは労働基準法によつて定められ
られた八時間労働というこの基準を厳
密に守つておるところは一ヵ所もな
い、こう申しても差しつかえはないと
私は思います。いかほど日本は国際労
働水準を守つて、そして製品を適正価格
で売り出しておるのだと言つても世界
界は信しやしない。しかしながら日本の
経済実情からいたしまして、私はそれ
を一気に実現しようといふのではござ
いません。それは私もよく了解をいた
します。けれどもだからといって、今
日あまりにもそういう自先の利益のた
めに将来を失うような行政指導はこれ
を逐次改めていかなければ、将来日本
の産業はゆゆしい結果を招来していく
と私は思いますが、これらについてほ
か労働省はどういう見解をとっておられ
るか、一つお尋ねをいたします。

○辻説明員　ただいま御指摘がござ
いましたように、労働基準法におきま
ても、諸外国におきますと同様八時間
制を建前といたしておりまして、八時間
間の中において最も効率的な業務運営
が行われますことが最も望ましいわけ
でございます。しかしながらいまま
でござります。も山口委員からお話のござ
うに、諸外国におきましてはある程度
の時間の弾力性が定められておるので
ありまして、わが国におきましても基
準法におきまして一定の女子、年少者
等に対する特別の制限あるいは一般成
年男子における労使協定による時間外
労働の制度等のありますことは御承知
の通りでございます。実際の労働時間

がどの程度でありますかにつきましては、ただいま持ち合せている資料について申し上げますと、本年一月の綿スフ紡績業の三十人以上の事業場におきます女子の労働時間は、一日当たり八・〇四時間という結果になつております。従いまして問題のございますのは、むしろ率直に申しまして、それ以下の中小のところにおきましては、あるいはこれをした労働時間の延長が合法に、あるいはときとして違法に行われておる場合もあるうかと思いますけれども、いわゆる比較的多数の労働者を雇用いたしておられます近代的な工場におきまして女子の違法な労働時間が大規模に行われておるというようには私どもの方は毛頭考えておらないのでございまして、問題はむしろ小規模の、極端に申ししまして零細な事業場における違法な時間外労働というのがある程度存在しておりますことは御指摘の通りでございまして、これに対しましては、私ども全監督官を動員いたしまして、年間で約三十五万程度の事業場の監督をいたす等によりまして、できる限り努力をいたしておる所存でございまして、今後ともそのような努力をやって参りたいと考えております。

的にその資材を回すということが必要だ。こういふようなお話をございました。しかし私は、それを受け入れるに際しても、これらの弱小企業は逐次その地域別に共同して行うよな組織を作らしめるように指導して、そこへ材料も流し、あるいは労働に関する諸規定も、そのような規模の中で規制をしていく、こういうことにいたしますならば、今申しましたように日本の製品に対する外国からいろいろの誤解を招くようなことも生じないことになりますし、のみならず、実質的に合理的に日本の労働者の賃金を策定し、これを増大することができる、私はこういうことを考えるのでありますて、従つてこういう点については特に労働省においては、今後の労働指導を適正化していくだけよりお願いをいたしたい。

また臨時工と本工の問題でござりますけれども、これにつきまして私は、やはり身分によってその待遇は明らかに差別せられておるのでありますから、従つてこれは、厳密に申せば法規に違反しておるものと思います。しかしそもそも日本の経済実情から見ましました場合には、ある程度これを容認するといったましても、行き過ぎて長期にわたつて臨時工を放置して、そつて同一工場に働きながらその身分の差別を余儀なくせられるよなことは、許しておくことのできないことであると思いますから、従つてこの臨時工に対する適切なる措置を講ずるよう御指導願いたいと思います。

おります通り、この法に限らずすべてでありますけれども、特に影響を及ぼすところ非常に大なるものがあるこの法律案を提出になつたのでありますから、従つてそれは本来ならばこの法案

旨公報をもつて御通知いたしておきましたが、ただいま決定いたしました社会労働委員会の連合審査会も、先方の委員長と協議の上、これに合せて行うことになりましたと存じますので、御了承願います。

ないと思うので、やはり法律の中に入られて、そういう設備を更新する場合にはいろいろな処置を講ずればいいのであって、法律の外に置いて登録もする必要がない、こういうことはどうも解せないわけです。登録は一応して、そういう設備については特別の考慮を払うといふなら別ですが、法律の外に置くということになりますと、結局生産性

していない。ことに生産量を抑えると、いうのがやはり最終的目的でなくちやんたらぬと思うのです。それがために、生産量を抑えるについてはいろいろな困難な点があるから、一応設備を規制しよう、そうすると、能率のいいものを外に出すというのは、どうも法律が最初から何を意図しているのか私は理解に苦しむ。過当競争という場合に、は、やはり生産の非常にいい機械から

くよななことも生じないことになりま
すし、のみならず、実質的に合理的に
日本の労働者の賃金を策定し、これを
増大することができる、私はこういう
ことを考えるのでありますて、従つて
こういう点については特に労働省にお
いては、今後の労働指導を適正化して

うな施策をあえてされるということは、一考をわざらわしたい。そして、これらが実行せられる二つの

場合はその限りでない、法律の適用外になつておる。これは一体どういう理由でそういうようにお取り計らいになりましたか、お尋ねいたしたい。

の程度によつてはおつしやるようなことが起り得るわけあります、私どもが通産省令で指定いたそと考へておりますものは、通常の能率の高い機械といふのでなくて、よほど特殊の例

は、この登録の効力については、相続権とか合併という包括的な承継の場合には当然ですけれども、売り渡しにしてあるいは借りる場合にしても、全部効力がくつづいている。そういう機械にその効力を順次継承させていくて

規に違反しておるものと思います。しかしそもそも日本の経済実情から見まし

しまして、私の質問を終ります。

ましいと考えております。特に新銃の度の著しいといふか、能率の高い機械については、これを据え付けることを

おられます。もちろんこういふものも登録の対象にしたらいじやないかといふお尋ねは、まことにごもつともでございますが、実はこれは機械工業方面

に置く。あるいは登録はせざるけれども、新規の製造その他買い入れについて、あるいは届出でいいとかなんとかということならば、話も少しわかるのですけれども、全然法律の外に置いて

しておることのできないことであると思ひますから、従つてこの臨時工に対する

を受諾するに御異議ありませんか。

備の制限だけをしても、生産量の制限をしなければ意味がないではないか、

○多賀谷委員 都合のいいときだけは機械工業の要望とか、繊維工業の要望など、労働組合より一矢書かれてお

とか、笑體組合といふ名前も引き出せ
れますけれども、私は先般から言つて
おるより、この法律がきわめて一貫

はまた別なんです。ですから不況カルテルですか、合理化カルテルですかと言ふと、両方でもない。しかもこれは輸出のためだ。それだけですかと言ふと、いや、そうではない。そして今おっしゃるように、過当競争の中に当然入っていく大きなアクターである新銃の高能率の機械による生産の分については、全然法律の外に置く、こういうことでは法律が全然死んでしまうじゃないですか。

○小室政府委員 先ほど申しましたように、特別の例外的な高能率機械といふものだけを通産省令でしぼるのであります、もちろんこれがいいものだといふことになれば、だんだん普及して参りましょう。普及して参ります場合には、これは通産省令からはずしていくという運用をいたしていく。従つて行政の彈力的な運用は実際には保てる、こういうふうに考へるわけであります。

○多賀谷委員 はすしていく、そうして今度はこの法律の中に入れる、こういうことになりますと、そこで私は非常なトラブルが起ると思う。なぜ起るかといえば、從来のよりも、はすすものについては少くとも高能率です。ですから從來のワクがまた制限をされる、こういうことにならざるを得ないといふ。それを余分に認めれば別ですが、余分に認めれば、法律が死んでしまいますから、それも實際はお困りでしょう。どちらもあなたの方ではいろいろな政治勢力の妥協でできたのかもしれませんが、法律として全く一貫していない、何をおやりになつておるのか、どう考へても私ははつきりわからぬのです。どうですか政務次官、御答弁願いたい。

○川野政府委員 ただいま局長から御機械が普及いたしたというような場合におきましては、これをはずす、こういうわけでありますから、従いまして、特殊の機械だけをはずす、こういうことでございますから、そう大した打撃はなかろう、かように考えておりあります。

○多賀谷委員 実際問題としてはあることは起きて得ない、こういうように考えられるかもしませんが、しかし一万機械を一人で運転できるような機械といふのは、今ないこともない。そういう状態になると、これはもう特殊な構造を持つておりますから、はずされる。しかしその生産量は非常なものだとうござりますと、どうなりますか。結局それが普及しておるから、今度は法律のワク内に入れようということになれば、その一万機分だけが今一度は法律によつて規制を受ける。そうすると全く混乱をするんじゃありませんか。わざわざ混乱させるような法律を作る必要はない。初めからあなたの方が今法律を作らうとして提案されておるので、そういうことが予想できるのですから、何もわざわざこれだけを――あるいはこれについての取扱いを緩和するというのじゃなくて、全然法律の外に置くのですから、私は全く意味をなさない、かように考える。

○小室政府委員 法律の中に置いて届出願うといふことも確かに一つの方法だと思いますが、その場合でも、あとで許可制の方に組み入れれば、そういう同じような問題が起りますし、私どもは先ほど来申しましたように、紡績機の技術が進んで非常に新しい優秀な

機械ができる、これはほかでまわるるものもないし、最初は試験的に使つてみると、そういうような時期にこの省令の適用をやつていこう、こういうつもりでいるのであります。

○多賀谷委員 どうも私は理解に苦しむ。非常に性能のいい機械を法律の外に置いて生産制限をされるというよなことは、全然意味をなさない。そういう工合なら初めから法律をお作りにならない方がいい。最近は新機械を更新するというのが日本経済の大きなテーマですけれども、日進月歩で進んでいる、こういうよな状態で新鋭の機械は別に置くということは、この法律が過当競争を抑え、そうして生産量の抑制をするという法律の建前をとるならば、これこそ私はこれによって法律が死んでしまう、かように考へるわけです。いや、それは行政におまかせならない、これを私はこれによつて下さい、こう言われるけれども、あなたの方は行政でできないから法律を作らう、こうおっしゃるのだ。私はどうもこの点は解せない。しかも最近聞くところによると、この法律によつて制限を受ける機械以外の機械を作つて実際はその運用をしようといらことが本日の新聞にも載つておりますが、そういう動きさえあり、そして今まで業界の方は自主的にいろいろな行動をやつていない業界ですから、この点同じ法律によつて規制をされるならばこれはこんな大きな脱法行為ができるような抜け穴を持つていて法律を御提出なさるのはおかしいじゃないか、かのように考へているわけであります。これについて同じことですからあまり質問いたしませんが、政務次官からもう一度御答弁願いたい。

○小笠政府委員 はなはだ勝手ですが、代理で……。一、二の例をあげますといふのですが、高周波でもって乾燥する機械であるとか、また紡機の方でも二、三私ども考えているものがござりますけれども、これは一々こまかいことを申し上げるのも、実は私も細部について説明できませんし、お聞きになれる方も御迷惑かと思いますから、ここでは御答弁申し上げませんが、これはよほど特殊なものでございます。それから省令で規定する際に、いろいろもの設置した場合は届けてもらうよういたしておりません。ですから法律自体で対象とはいたしませんけれども、行政的に登録したと同じようにどうう状態になつてゐるか、私どもは把握していくつもりであります。

時間の関係がありますから、次に質問をいたしますが、この前私が質問いたしましたときは、私勉強でありますたしまして、不況カルテルとか合理化カルテルといふのは、昭和二十二年に独裁法ができました當時からあった規定だと思つておつたわけです。その後いろいろ情勢が進つておるから、必ずしもこれを適用するのが妥当でない点もあるかも知れないからこういう法律ができるたと自分では理解しておつたのですが、いろいろ調べてみると、これは昭和二十八年の九月に実施になつた規定である。しかもその前に、二十七年にあなたの方において操短勧告をされておる。今後は行政措置としてはそちらいことはいたしませんからこの法律を認めてくれといつてお出しになり、公取委員長はこれだけ占禁止法の最後の線である、こういうことをおつしゃつておる。今後は一切行政勧告による操短はやらないか、いや、やりませんから、この法律をお通し下さい、こういうことを言つておるのですから、その経緯から見ると当然当時の法律——しかも当時かなり不況の状態である、その不況の状態にこれだけの条件がかけられて、今後は大臣が行政勧告による勧告はしない、この法律でいいのだと、こういうことを言つておる。こういうことになりますとこれは私は重大な決意を持たざるを得ない。なるほど政府は變つておるかも知れませんが、しかしながら同じような政党の結合によってできておる政府である。ですから前の大臣の答弁は全然知りません、今度新たにいくのだとは言い得ない政治的な責任があると思います。ですから不況であり、生産がこういうふ

うに過剰になる、あるいは乱立する、いろいろなことが当時予想されて独占禁止法の改正ができたということになりますと、やはり独占禁止法を改正すると公取委員長は独占禁止法改正の際ときの趣旨に従つてやつてもわなけられはならぬ。もうこれが最後の線であると公取委員長は独占禁止法改正の際に言つておる、そろそろと今度できました法律によって全く独占禁止法は破壊されてしまう、そういうことは許されない。しかもそのときの論議の中になつておるものには織維産業である。織維産業が議論の中心になつておる、そして織維産業のために不況カルテルを入れた。その不況カルテルを全然お使いにならないで、しかもその後操縦をし、今度あれをそれよりも軽い線の条件の場合でも共同行為ができるような法案を提出されると、ることは、私はこれに対して政治的責任を追及したい。この法案は独占禁止法一部改正の際に表明した政府の態度と全然違つておる。一体政府はどういうふうにお考えであるか、政務次官から御答弁願いたい。

○中崎委員 今の中崎委員の問題は公取委員長の責任にも関する重要な問題でもあるので、公取委員長からこの問題に対応する回答を要求しておきたいのです。

○多賀谷委員 あの機会に公取委員長からの言明を願いたいと思いますが、小室さんはそういう会議には当時企業局次長として出ておられますから事情に詳しいだろうと思うのであります。二十七年の操短勧告をめぐって独占禁止法の一部改正が提出された。あるいはそれだけではないかもしませんが、そもそも大きな要素である。そうしてそのときにはやはり織維産業の操短についていろいろ論議が経済安定委員会でなされておる。その速記録を見ますと、今申したようなことが書いてある。そうして公取委員長はこれが最後の線だと言い、今後は行政権による勧告はしないと言つておる。ですからいかに抗弁しようとしても、同じような状態におかれ、そろして同じような条件においてやはり勧告操短が行われておることははなはだしからぬと思う。一つ法案は通して下さい、この法律によって今後はやりますからと、言つておきながら、法律をたな上げして行政勧告しておる、いや違反の行為を行なつておる。それは個々の会社に直接勧告するのであるから、共同行為でなければ当然公取としては権限をもつておき、これは形式論であります。

る。それを政府がやるからといふことに形式論で逃げるとはけしからぬ。しかも今度の法律は明らかに独占禁止法と競合するのですよ。ですからこの法律が出れば独占禁止法はその範囲において適用を除外される、あるいは適用を停止するということが当然出ますよ。しかしながら独占禁止法がそういう場合を予想しての法律を作る、それも二十二年に作ったという法律ならともかくとして、二十八年のころ当然不況が予想されて、その後一部改正になつておる。しかもそのときには織維は操短が行われた後である。不況であることからいう状態の中において、そういう法律が出来されている。そうして政府は最後の線であるということを聲明しておりますのに、こういう法律を出されるのはけしからぬと思いますが、これは大臣から御答弁を願いたいと思います。一体独占禁止法がそれはどうやなう。あなたの方で独禁法の廃止の法律案を出されたらよい。これは独占禁止法の精神に反した法案なのですよ。今まで抗弁をされ、あるいは答弁をされてしまはずけれども、輸出と言ひ、何と言つても、結局過当競争と不況のカルテル、こういう状態なのですから――不況カルテルの条件だつて過当競争ですよ。ですから私は全く議会を侮辱した法案がこう次から次に出されでは、はなはだけしからぬと思います。一つ責任ある御答弁を願いたい。

十八年の独禁法改正の際に非常に議論されたのは、そのあつたところでありまして、その点もしんしゃくし、また不況カルテルの規定もよく検討いたしました上で、これはやむを得ざる処置としてあって操作勧告をいたしたわけであります。

○多賀谷委員 この日本で非常に生産の多いあるいは非常に過剰であるといふのは、これは普通の経済状態では、織維だけの問題ではないのでござります。とにかく人間が多い、ですからららある産業の中にそういうことが起つてくるといふのは、殘念ながらこれは日本産業の悲劇です。それを織維産業だけをすぐすくとその保護の中に入れようという場合には、対消費者との関係あるいは関連産業との関係が十分考慮されなければならぬ。それを踏みにじつて織維産業だけを何とかして盈存したいといふ考え方は、全く独禁法の精神に違反するものだと私は思うのです。ですから、われわれはその意味においてはどうも賛成できないし、先ほどからの答弁でもはつきりしない。全く技術的な答弁をなさつておるけれども、私の質問の答えには全然なつていない。ただ、いろいろな事情を勘案してということだけが私に対する答弁になつておる。ですから、そのいろいろの事情といふのはどういう事情であるのか、なぜ独禁法を踏みにじつてしまで、これを無視してまでそういう法律を作らざるを得ないのか。独禁法を——初めからこの需給関係のアンバランスの場合を考慮してやるのですから、それが需給のアンバランスの場合を考慮してない、全然独禁法で予想しない状態が起つたならばともかくですが、独禁法で初めから予想しておる

場合が起つたのに、独禁法を適用しないで、ほかの法律によつて緩和することは、法律であるならば何でもできるかもしませんけれども、これは今までの政府の答弁と非常に矛盾をする、私はかうように考えるわけであります。再度御答弁を願いたい。

○小室政府委員 この法律の第一条の目的に示しておりますように、輸出の正常な発展をはかることがこの法律の大眼目でありまして、わが国の輸出の四割弱をささえておる織維産業において、特に過当競争の弊が著しく、またその影響が彼らにおいてきわめて深刻であるという情勢からいたしまして、特に織維産業から先に、設備の新增設の制限なり、あるいはまた過剰設備の処理なりの道を開きたい、いろいろふらに考へておるわけでありまして、織維産業を保護するといふよりお話もございましたが、輸出産業の第一位であり、また輸出面で最も問題のある産業をまず規制する、こういう考え方でござりますので、不況カルテルの方の角度からこの法律を見ていたら今の独禁法ではうまくいかない、だから輸出の目的ということを書かれておる。そこで私たちが質問しますと、局長はあくまでも輸出の目的だと言われる。政務次官は第一条の通りだと言われるけれども、大臣はそろは思われぬと評われる。ですから、いろいろ審議をしておりますと、全くこの法案のど

いと思うのです。こりういいかげんなデータをお示しになるというのは、非常に国会に対する軽視だ、かように考えざるを得ない。同じ通産省でも、この前出された石炭合理化法案の場合は、あれも必ずしも正確ではあります。でしたが、また見通しは違つております。私としてはもう少しはつきりしたデータを出していただきたい。これによりますと、結局失業者はあまり出ないということでしょう。失業者が出ないならばこんな大騒ぎをする必要はないのです。ですから私はもう少しはつきりしていただきたい。と申しますのは、六ヶ月くらいの断層であれば失業保険でやつていける。何も騒ぐ必要はない。それで再雇用してもらえばいいのです。ところがそういう断層でなく、継続的な機械産業の不振がくるんじやなからうか、こういうことを考えておるわけです。ですからごまかしえなくて、はつきりした統計を私はお示し願いたい、かように考える次第であります。

統いて労働省にお尋ねいたしますが、先ほど統計部長は、一般の産業に比べて、ことに製造業に比べて6%女子の労働者では賃金が高い、こういうことを言わせておる。ところが通産省から出されておる資料は、そういうようにも残念ながらないのです。通産省が出ております資料は、女子の一般製造業の平均賃金が八千五百六十八円。それに対して紡織業の労働者の賃金は六千七百三十九円。しかもこれは全産業の中で二番目に低位にある。一番は家具装飾品、こういう職種

労働者の賃金が低い。要するに業種別に見ますと二番目に低い、こういふことになつておるのであります。ところがあなたの方は、いや一般的の製造業よりも六分高い。こういうことでは私ははなはだけしからぬと思うのです。一方においては非常に低いといながら、一方においては非常に高いとい。ですから一体その間の食い違いはどこから生じたか。それから私は言つておきますが、おそらくあなたの方は、その後争議があつて賃金が上つたから、その上つた分だけ高いのだ、こうおつしやるかしれない。しかし賃金の統計といふのは、その上つたときだけをとるんでなくて、過去数カ年において織維の労働者は賃金が上つてきていないのです。ですからやはり正常な状態においてとつていただきたい。要するに織維上つた分と見合ひうる他産業の賃金ベース・アップが行われて後に統計をとつてもらいたいと思う。織維だけが上つてよそはまだ賃上げをしておらないと言わわれるのは、統計部長として、その職からいって非常にずさんなお話しさ方ではないかと思う。

の女子常用労働者の平均賃金は、八千四十九円であります。それに対し二百四十九円であります。それに対して、織及びスフ紡績業、これは特別集計をしておる特掲産業でございまして、七百八十五円、結局六・五%高い、いろいろことになつておるわけでござります。通産省がお出したになりましたのは、今ちょっと横で拝見したのです。が、昭和三十年十月の数字になつておつたように思います。それが一点と、それからもう一つは、通産省のものは紡織業の女子労働者ということを出してあります。紡織業の女子労働者は、織布部門、織物関係はずつとみな込んでおりますので、それは私の方の統計でも、昭和三十年平均で七千四百九十三円、これは九〇名、おそらくその点が食い違つておるものと思います。私どもの数字は今のよろな状況でござります。御了承を願いたいと思います。

○多賀谷委員 労働省が、賃金が実際高くもないのに高いような説明をされると、非常に困るのです。あなたの方は、労働者を保護する立場にあるのです。ですから、あなたの方ではつきりした説明をされなければ困るのです。今輸出が問題になつておるのは、織布部門も含めてです。ことに織布部門面で、小さな企業の労働者は非常に賃金が低いと思ひます。ことに三十人未満の賃金が、やはり私は大きな社会的問題を含んでおると思います。ことに織布の部門は三十人未満がかなりあるわけで、十台とかあるいは五台とか、こういう形が多い。あるいはこれは家内労働に逃げておるかもしません。ですから、私はここに日本の労働者の賃金の最も低い部門があると思います。ですから、そういうことを強調していただかなければ、政府は連帶性があるかもしれませんけれども、もう少し正確にお答えを願いたい。とにかく統計に出てくる数字というのは、今申されたように、三十人以上である。三十人以上でも、かなり上の方の抽出であつたり、その他ありますから、正確とは言えませんし、さらに織維の場合には、三十人未満が非常に多い。あるいは家内労働に逃げておるということもありますと、やはり織維の労働者はもつと低賃金にある、こういうのが大体間違いのない理論であらうと思ひうのです。ですから、一般的の女子労働者に比して六名も高いといふようなことをいふ席で言わることは、私ははないだけしからぬ、かよう思はわけです。そこで日本の今の織維産業の労働者の低賃金、これは過去におけるよりもはあるいは若干是正されたかもしつれ

うのです。ここに私たちは外國が日本の製品に対し輸入の規制をしたり、あるいはガット加入に際して三十五条の採用を受けたりする理由があると思う。ですから、織維産業に関する規制の法律案を出すよりも、むしろ最低賃金法でも出した方が、そういう誤解を解くには貢献をする、私はかように考えるわけです。統計部長はどういうようにお考えであるか。

○ 媒説明員 外国との関係で、日本の織維産業の低賃金がよく問題になりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたようにやはり外国との比較、ソーシャル・ダンピングの問題を論ずる場合には、その産業の賃金を単に為替換算しただけでは非常に問題がある。従いまして、これは食糧、物価に引き直して食糧賃金として比較することが大事である。それからその国における一般的な産業と比べて、その産業の賃金がどのようになつておるか、不當に著しく低く下つておりはしないだろうかというような点を、国民所得、一般生活水準、一般賃金水準、この関連において問題を取り上げなければならぬと思うのであります。こういう点につきましては、今後ともいろいろな機会を通じまして、その点の認識につきましては外國の誤解を解くように努力したいと思っております。

それから最低賃金の問題、これいろいろな問題になつておきまして、先生御承知のように、すでに中央賃金審議会において大いに前答申が出されております。ただその答申におきましても、いわゆる最低賃金を四業種について実施する場合に、実行性ある措置が

とられなければならないということを言つておるのであります。その点がいろいろ経済的に問題になりますので、この点におきましていろいろ検討はしております。

それから最近労働問題懇談会というものが労働省側に設置されました。これに総評、全労、その他からいろいろな方がお入りになつておるのであります。またお聞き及びのようですが、政府では失効がおきまして最低賃金の問題を、大企業と中小企業との賃金較差問題との関連等におきましていろいろ御討論願いまして、それによりまして労働省としては善処していきたい、か

ら、この前刈谷の市長が見えました。そして刈谷には豊田織機が四千名の従業員を持つておる、さらに下請に織機械の労働者に失業者が出ると思ふ。この前刈谷の市長が見えました。そこでお聞き及びのようですが、われわれは失業者が出る、こと

うな措置をとりまして、そろ大きなわ寄せがないのじやないか、またいかないように極力努力をする、こういうふうに言つておるわけでございまして、その施行状況を見ないと、どこの市に何名の失業者が出てるかといふことが正確につかめないというのが実情でございます。ただ私どもとしては、かりにこの法律の施行によつて不幸にして失業者が発生しました場合は、労働省としてできるだけの対策を講じて参るといふのは当然でございます。幸いに最近の安定所の窓口の状況を見ますと、昨年の同月に比較して、求人の件数においても、採用の件数においても約二割程度の伸びを示しているのでございます。そういった状況も勘案して、安定所を動員して極力他部門への就職のあつせんを促進していく。必要に応じては、全国に職業指導の施設もござりますので、こういった施設等も十分活用して参りたい。なお最終的な対策といつてしまつては、御承知のように失業対策事業の予算が計上されておりますので、最終的には失業対策事業によつて生活の安定をはかつて参りたい、こういふふうに考えております。

○多賀谷委員 実は通産省の方ではつきりした見通しをお立てになりませんから、労働省でもお困りであろうと思ふ。それで、雇用、失業問題がそれほどに好転しない、むしろ停滞的な傾向を示しているというのは御指摘通りでござります。それで、今回統計局から発表になりました労働力調査の完全失業者の数が百六万人と、戦後最高の数字を示したのでござりますが、私どもでこれを検討いたしてみますと、対前月の増加数が三十二万人、その内訳を見ますと、女が二十三万人の増加でござります。それに比しまして、男がわずか九万人の増加、その内訳を見ますと、十四才から十九才までの年令層に見ますと、男が二十四万人の増加をしておいて二十万人の増加を示しておりま

す。本年の三月の完全失業者の数字は百六万、こういつております。これは三十一萬の全部が十四才から三十九才に、通産当局としては設備の更新とか、あるいは輸出を促進するといふよ

うな措置をとりまして、そろ大きなわ寄せがないのじやないか、またいかないように極力努力をする、こういうふうに言つておるわけでございまして、その施行状況を見ないと、どこの市に何名の失業者が出てるかといふことが正確につかめないというのが実情でございます。ただ私どもとしては、かりにこの法律の施行によつて不幸にして失業者が発生しました場合は、労働省としてできるだけの対策を講じて参るといふのは当然でございます。幸いに最近の安定所の窓口の状況を見ますと、昨年の同月に比較して、求人の件数においても、採用の件数においても約二割程度の伸びを示しているのでございます。そういった状況も勘案して、安定所を動員して極力他部門への就職のあつせんを促進していく。必要に応じては、全国に職業指導の施設もござりますので、こういった施設等も十分活用して参りたい。なお最終的な対策といつてしまつては、御承知のように失業対策事業の予算が計上されておりますので、最終的には失業対策事業によつて生活の安定をはかつて参りたい、こういふふうに考えております。

○多賀谷委員 実は通産省の方ではつきりした見通しをお立てになりませんから、労働省でもお困りであろうと思う前に、もう少し一般的な問題についてこの際質問をしておきたいと思います。本年の三月の完全失業者の数字は百六万、こういつております。これは三十一萬の全部が十四才から三十九才に、通産当局としては設備の更新とか、あるいは輸出を促進するといふこと

になつてゐるのでござります。この原因を分析してみますと、これは一応の推定でございますが、対前月において、労働力人口が二百三十三万ふえております。その三百三十三万の労働力人口の増加のうちで、女の増加が百五十万人といふふうに圧倒的に多い、ちょうど三月は新規卒業の時期でもございますので、新たに社会に出ます女子の労働力人口が急激にふえたといふことが、一番大きい原因ではないかと考へておるわけでございます。

特に中学校、高等学校、大学を通じまして、新規学校卒業生の数は前年に比較いたしました二十二万五千の増加といふふうに考へておる次第でござります。

○多賀谷委員 女子の労働力が非常にふえてきた、こういうことになりますと、この五カ年計画が根本的に労働力の面においては変つてきている、変わらなければならぬと考へます。それはなぜかと申しますと、労働力化率がふえてくる、こういふ状態になると思うので

す。ですから労働力化率がふえてきます。ですから労働力化率がふえてきますと、これはちょっとふえただけでも

著しい失業者を見るような状態になるのですから、私はこの五カ年計画も雇用の面からずれていくのではないか

うか、かように考へるのであります。

経済は物の経済からむしろ人の経済に移つてゐる。今後の日本の経済の大きな形はいかにして人をして職にありつけさ

すかといふことが日本経済の最も大き

な形になつてきているのですからこの雇用の問題を解決しなければならない。かように考えるわけですが、今まで六七・八%といふ労働力化率が今後どういうふうに推移するか、かような点について労働省ではどのようにお考へであるか。これをお聞かせ願いたい。と申しますのは、労働力化率が一家の中でも主人の所得がどんどん高くなれば、こういう状態は起らない。だんだん労働力化率が下つてくる。ところがみな娘さんもあるは年でやめた人も全部働かなければならぬという状態にありますから、労働力化率がふえてくる。ふえてくることによつて労働力人口を増し、さらに失業者を増していくといふ深刻な状態になりますが、その六七・八%という労働力化率が三十五年度においてはどういうようになる趨勢であるか、これをお聞かせ願いたい。

層におきましては、労働力化率はむしろ若干下つております。従いまして労働力化率の上昇をどうして食いとめるかということになりますると、この六十才以上の年令層と女子の労働力化率をくる傾向を、どういうふうにしたならば食いとめられるかということにいたしましても、経済自立五ヵ年計画が一応出発はいたしましたが、その後の数字が相当また違つてきておりますので、その現実の数字とにらみ合せてまたこれを補正していくこと、そこで、すでに会議を持つておるよりな次第でござりますので、そいつた数字等の推移もにらみ合せて十分検討して参りたいというふうに考えておる次第でございます。

常に安堵の気持を持って迎えたわけであります。ところがこれを詳細に調べてみるとすると、今までの失業者の単位といふのを今度はとり方をかえて、県と市と合併をしておどりになつておる、こういうように聞いておるわけであります。こういうことになりますと従来よりもむしろ悪い率である、かのように後退をしたのか、それをお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 配分の仕方といふものにつきましては私もこれは賛成です。同じ人間を冒頭に述べましたし、基準財政需要額の算定の結果そのものにつきましては市もこの算定の基礎にするのは間違いないです。これはいつかあなたであつたときに質問したと思いますが、やはり実際行うところの事業主体がその財政需要額において適用さるべきである、かのように考へるのです。ところがそれなりに少くとも三万円くらいでなくてはこれはいけない、かとうに考へるわけです。あとの半分は自らは不當に安い。少くとも一万五千九百十四円といふのは不當に安い。少くとも三万円くらいでなくてはこれはいけない、かとうに考へるわけですが、それならそれでなぜ、いわばその半分にも満たないような補助金を出されるのか、なぜ倍額にお出されにならないのか、これをお聞かせ願いたい。

の財源になるわけでござりますし、またものによつては雑収入めいたものも入つて参りますし、また地方債もついてくるということになつて参りますので、現在の地方財政計画の算定のもとにおきます単位費用といしましては、この程度でますますやむを得ないというふうに考えております。

○多賀谷委員 失業者が発生をして非常に財政を圧迫するという状態は、これは失業者に出すところの支出だけの問題でない。そういう町村は税収入も非常に悪い、あるいは生活保護法の適用を受ける者も実は増加する、こういうよろんな状態になると思う。從来あなたの方でおとりになつておりますのは、百七十万の県を考え、その百七十万の県には失業者は五千七百人いるだろ、その五千七百人の中でたつた百八十人分しかあなたの方で見てくれなかつた、あるいは市の方は十万人の都市を一応基準といたしまして、十万人の都市には七百名の失業者がいるだろ、その中の百六十名だけを失業事業としてやればいいというのが從来の算定の基礎であつたと思うのです。一体失業者が七百名いると言ひながら百六十名しか見てやらない、あるいは五千七百名おると言ひながら八百名しか見てやらない、こういう状態ですから、市町村及び失業者を多くかかえた県はこれによつて非常に財政の窮迫を見る、こういうよろくなつたと思うのであります。今度はそういう状態でなくして、一万五千九百十四円にしたといふことですから、われわれ逆算をしてみまして、一万五千九百十四円ならば大体交付税の算定の基礎には見ていくたまけておる、かように考えておりました

ところが、あにはからんやそれは県と市で全然分離して、今までの算定とは全然違うのだ、こういうことになりますと、結局一万五千円ほどやはり足らないということになるわけでありま
す。そういうことでは私は失業対策の遂行はできないと思うのです。なるほどあなたの方は税金もある、交付税だけではありません、こう言われます
が、これだけ交付税をくれるならこれまた話は別ですけれども、交付税の算定の基礎ですから、税金の問題は入らないのです。あるいは地方債を見て
やるじゃないかということをおおしゃるかもしませんが、地方債を見ても
らっても、それは現在の自治体に非常に
にやめになるような仕事をさしておる
のじやないのです。仕事を見つけよう
にも仕事がないのですからね。このほ
かにあるいは土地を買う金が必要ると
か、あるいは仕事を見つける金が必要
とか、あるいは超過負担分が必要と
か、こういうように市の財政はあなた
の方でまるまる見られましても、その
ほかにいろいろ出費がかかる、かよう
に考えるわけです。きょうは安定期長
が見えておりませんが、私が労働省の
安定期長にいろいろ質問をいたしまし
たところが、多賀谷さん、今度は大丈
夫だ、今までのが一万五千九百十四円
になつたからといふことで私たち安
心をしておつた。ところが出してみま
すと、今までの算定の基礎と全然違
った算定をおやりになつておる。そうす
ると結局何らつた状態にはなつてい
ないじやないか、こう言わざるを得な
いのです。一体自治町ではなぜこの負
担額について全額交付税の算定の基礎
に見られないのか、これをお聞かせ願
いたい。

○柴田説明員　お言葉を返すよりでございますが、ある団体の失業者といふものが全部地方団体で失業対策事業費によって吸収されるかといえば、私はそりじゃないと思う。これは公共事業費によつて吸収されるものもございましょうし、民間のものに吸収されるものもございましょう。そこで基準財政需要額を算定いたします場合には、多かれどこの団体も失業対策事業をやつていかなければいけないのだ、そらういう前提の上に立つて、いきます場合には、失業者に対する平均吸収率といふものが出てくるわけだと考えます。たゞおぞらく御質問の趣旨は、そらうことを言つても、実際には現実に失業者が出て困つているところがあるじゃないかといふことをおっしゃるだらうと思つのでありますけれども、現実には確かにおっしゃるよろに非常に失業者が多発して困つておる都市もあるわけであります。そういう都市の財政政策といふものを全部普通交付税の機械的算定のもとにおいて全部解消するとは、技術的にできないわけであります。従いましてもしそういうことをかりにやりますならば、これはよけいな金をよけいな団体にやることになる。交付税の金の額は一定のワクがあるわけでありますので、その範囲内で合理的なものを考えようとしたしますならば、どうしても普遍的なものについて普通交付税を算定していく、そういう場合に特別の配慮を払つていかなければ仕方がない。現に昨年も失業者の多発地帯について、非常に困ります団体についてやはり特別交付税非常に多発しております市町村あるい

は府県につきましては、それぞれ特別交付税の配付の際にその事情を考慮して、必要な財政需要を見て特別交付税を配付しておるわけであります。

○多賀谷委員 公共事業その他でも吸収される、これはもつともな話でありますけれども、私が先ほど申しましたように、市におきまして七百名の失業者があつて、百六十名が失対のワクの中に入つて行く、こういう算定では結構救われぬと思う。また今、平均吸収率でいっておるということでありますのが、それじゃまるまるあなたの方は平均吸収率で出しておられますか。平均吸収率でいけば全額交付税の算定に見られておる、こう考えてよろしいですか。

○柴田説明員 大体入っております。八割程度であります。

○多賀谷委員 私はその二割というのがかなり問題であるというのと、さらには超過をしておる、著しく失業者が出ておる都市といいうのは、非常な窮屈の状態であると思うのです。ですから、私はそういう失業者といいう定義をもう少し厳格に出して、少くとも失業対策事業の適用を受けるような労働者、こういうことをシビヤーにやられて金額をお上げになつたらいと思う。せつかく今度は市と県をお分けになるのだから、その市と県を分けられるぐらにならば、もう少し、ばくとした失業者を考えられないで、失業対策事業、要するに補助金の対象になる緊急失業対策事業を適用する労働者の範囲を厳格に規定をされて、その範囲において地方負担分の全額を交付税で見られる、こういうのが至当であると考えるので

○柴田説明員 私たちは現在の失業対策事業費関係の基準財政需要額の算定方法の方が完全だとは思つておりません。今御指摘のようなことを言えるかもしれません。とも思つてござりますけれども、たゞ地方交付税といふのは一般財源でございますので、補助金の裏づけといふ考え方を全部見るのだといふよろな考へ方はおもしろくないと考えております。ただしかしながら失業者数といふものの把握も完全じやないじやないか、また基準財政需要額を算定する場合の基礎も完全じやないじやないかと言われますならば、問題は確かに残つておるのでござります。ただそれを解決する前に生業対策事業といふものは地方債を使わないので、一切一般財源でやるんだといふ原則を立てますならば、もつと規模も上げ、そして十分な基準財政政策をとるべきを見していく方法といふものがわかるのじやないかと思いますが、御承知のようにまだ地方財政問題は未確定でござります。従いまして現実にやはり地方債といふものがある程度地方財政計画上のいろいろな仕事の裏づけとして見ておる以上は、その辺のところの判断は弾力を持って考えざるを得ないわけでござります。

現在の失業者というのは、これは一般的に確かに日本は失業者を多くかえておるのですが、さらに厳密に見ますと、これは地域的集団的にこの失業群がおる、ある産業がつぶれたというような状態、ある産業が非常な麻痺状態に陥つた、こういう状態において部分的には著しい失業群の発生を見ておるのです。ですからそれに対処する必要があるのじやなかろうかと思うのですが、アメリカのよう、石橋通産大臣の言葉をかりるならば、ちょうどスパー・エンブロイメントという言葉を使つておられましたが、そういうような地域においてすら現在特殊な不況地域といふのが多く出て、その特殊不況の対策というのが現在アメリカの雇用問題の最も大きな問題になつてゐる。全般的に非常に景気がよくても、部分的には非常に景気の悪い産業が出て、それが集団的に地域的に集まつておるという関係において、政府としていろいろな努力をしておるのである。これは自治庁にその話をしても御迷惑かと思うますが、アメリカなんかは、防衛産業のごときは、その不況地区にあって、それが集団的に地域的に集中しておるといふのが、アーヴィング・カーネギーの如きは、同じコストであれば必ず不況地帯の産業に注文をする、こういうような規制までされておる。また特殊不況地区的対策については、万全の対策をとろうとしておるのである。自治庁としても、こういう特殊な不況地域に対しては何らか考慮してしかるべきだ。起債といいましても、だんだん赤字の累積を見て、その元利の償還だけでも大へんな状態に陥つておる、それだけで失業といふことに見舞われまして、仕事がない、こういち状態になつてきて

おるのです。ですから私はこういう点につきましては一つ格段の御努力をお願いいたしたい。次の機会に私は責任ある自治庁の長官なりあるいは政務次官なりに来ていただきて、この問題をただしたい、かように考えまして、本日の質問を終ります。

○審本委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる二十一日午後一時より開会することにして、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会